

令和4年第1回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 議案第37号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）について

歳入については、国庫支出金及び市債の増減額を計上し、歳出については、保健衛生事務費、商業振興推進事業費、校舎等施設整備事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を25,150,000円の増とし、予算総額を41,225,150,000円とするものである。

なお、地方債の補正については、第2表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第11号）について

歳入については、国庫支出金、寄附金及び市債の増額を計上し、歳出については、校舎等施設整備事業費、図書館資料充実費等の増減額を計上したもので、この補正額を166,116,000円の増とし、予算総額を47,637,341,000円とするものである。

(参照条文) 議案第37号と同じ。

◎ 議案第39号 損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年9月6日鹿沼市千渡1605番88地先県道268号鹿沼環状線前原跨線橋上において、上下水道部職員が運転する軽貨物自動車、議案書記載の宇都宮市在住者が運転する普通貨物自動車に追突し、負傷させたことに対し、損害賠償の額を1,200,000円とし、和解するためのものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第40条 第1項 省略

2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

鹿沼市下水道事業の設置等に関する条例

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が50万円以上のもの及び法律上市の責務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第11号まで 省略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(中略)、和解(中略)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

第14号及び第15号並びに第2項 省略